

### (3) 関連諸計画との関係

#### ア 第5次総量削減計画

水質汚濁防止法の規定により、COD、窒素及びりんに係る総量削減基本方針に基づき、第5次水質総量削減計画を平成14年7月に策定した。

当計画の目標達成に向け、総量規制基準の遵守を図るため、排水規制とともに、監視・指導の徹底を実施している。

当計画は、大阪湾及び播磨灘のCOD、窒素及びりんに係る総量削減計画であるが、公害防止計画の効果的かつ着実な実施は、河川の水質汚濁対策と併せ、当計画の削減目標の達成に大きく寄与することを踏まえ、両計画の整合及びその円滑な実施を図る。

#### イ 瀬戸内海の水質環境の保全に関する兵庫県計画

平成12年12月の瀬戸内海環境保全基本計画の変更を受け、また、第5次水質総量規制にも対応するため、瀬戸内海環境保全特別措置法第4条に基づく兵庫県計画の変更を平成14年7月に行った。

当計画は、瀬戸内海における環境基準の達成・維持をはじめ、これまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、瀬戸内海の水質環境保全に関する総合的な施策を推進するための計画であるが、公害防止計画の効果的かつ確実な実施は、当計画の推進に大きく寄与するものであり、両計画の整合及びその円滑な実施を図る。

#### ウ 流域別下水道整備総合計画

下水道法の規定により、大阪湾、播磨灘及び加古川流域においては、流域別下水道整備総合計画が策定されている。なお、播磨灘については、加古川流域を含めた播磨灘流域別下水道整備総合計画として、見直し調査を行っている。

公害防止計画の主要課題等を勘案しつつ、当計画に基づき、個別の下水道の整備を効果的に実施する。